

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和4年7月3日 09時20分ごろ
発生場所	滋賀県長浜市二本松水泳場東方沖（琵琶湖北部） 峯山二等三角点から真方位104°1,220m付近 （概位 北緯35°27.6′ 東経136°06.4′）
事故の概要	水上オートバイ ^{くろうと} 蔵人号は、船首を東方に向けて漂流中、水上オートバイグッドワン ^{ジュニア} Jrは、船首を東方に向けて無人の状態で錨泊中、水上オートバイ ^{エージーアイ} AGIは、帰航中、蔵人号とAGIとが衝突した後、AGIがグッドワンJrに衝突した。
事故調査の経過	令和4年7月11日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ 蔵人号、0.2トン（長さ3.08m） 242-31802 岐阜、株式会社蔵人 B 水上オートバイ グッドワンJr、0.2トン（長さ2.87m） 250-58588 大阪、個人所有 C 水上オートバイ AGI、0.1トン（長さ2.72m） 240-69944 岐阜、株式会社AGI
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊 C 船長C、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部及び左側サイドミラーに破損 B 左舷側面部及びシート前の物入れに破損 C 船首部及び船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 2、視界 不良 水象：湖上 平穏 長浜市には、7月3日08時02分に大雨注意報が発表され、本事故当時も継続中であつた。
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、二本松水泳場の砂浜付近において、機関を中立とした状態で船首を東方に向けて漂流していた。 船長Aは、雨と霧で視界が不良だったので、周囲を見渡しながらか航するかどうか考えていたところ、船首方至近にA船に向かって接近するC船を認めたが、どうすることもできず、A船とC船とが衝突した。 B船は、A船の南側約5mで無人の状態に船首を東方に向けて錨泊中、C船とA船とが衝突した後、C船と衝突した。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、雨と霧で視界が不良だったが、

	<p>少しの距離であれば航行しても大丈夫と思い、今年一度も使用していないC船の試運転をする目的で二本松水泳場の砂浜付近を出航した。</p> <p>船長Cは、試運転を終えて、西進して帰航中、船首方約5mにA船を認めたが、どうすることもできず、C船とA船とが衝突した。</p> <p>C船は、A船との衝突時、船長Cが驚いて操縦ハンドルを左に切った際にスロットルレバーが引かれ、加速しながらB船に衝突した。</p> <p>二本松水泳場にいたB船の所有者は、110番通報を行った。</p> <p>船長Cは、視界が良くなってから出航するべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、船首を東方に向けて漂流中、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、A船の南側で無人の状態に船首を東方に向けて錨泊中、C船が衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、大雨注意報が発表され、雨と霧で視界が制限されている状況下、船長Cが、少しの距離であれば航行しても大丈夫と思い出航したことから、西進して帰航中、前路で漂流中のA船に接近していることに気付くのが遅れてA船と衝突し、続いて錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、大雨注意報が発表され、雨と霧で視界が制限されている状況下、船長Cが、少しの距離であれば航行しても大丈夫と思い出航したため、西進して帰航中、前路で漂流中のA船に接近していることに気付くのが遅れ、A船とC船とが衝突し、続いて錨泊中のB船にC船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、雨や霧で視界が極端に制限されている状況においては、出航を控えること。